

令和5年8月28日
障 害 福 祉 部

(仮称) 世田谷区手話言語条例 (素案) について

1. 主旨

区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会（以下「検討会」という。）、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただき検討を進めてきた。

この度、条例（骨子案）へのパブリックコメントでいただいた意見等を踏まえ、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現を目指すことを目的とした（仮称）世田谷区手話言語条例（素案）を以下のとおりまとめた。

2. これまでの経過

令和4年	5月26日	福祉保健常任委員会	独立した手話言語条例の制定を検討することを報告
	11月11日	福祉保健常任委員会	条例制定に向けた検討を開始することを報告
	12月16日	第1回検討会	
令和5年	1月25日	第2回検討会	
	2月10日	福祉保健常任委員会	条例の検討状況を報告
	5月30日	福祉保健常任委員会	条例（骨子案）を報告
	5月31日	第3回検討会	
	6月9日～6月30日	パブリックコメント	
	6月14日・15日	手話言語に関するワークショップ開催	

3. 条例（素案）について

資料3-1（素案）

資料3-2（骨子案・素案 対照表）を参照。

○骨子案から素案への主な変更点

- ・前文に、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るための環境を整備していく必要性を明記。
- ・手話の普及啓発のため、言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう努めることを明記。
- ・手話を用いた情報発信に関する項目に、手話による意思の表明について追記。

4. パブリックコメントの結果

条例（骨子案）について、令和5年6月9日から6月30日までパブリックコメントを実施したところ、区のホームページやハガキ、手話を録画した動画等による意見提出があった。詳細は資料3-3を参照。

(1) 意見提出件数

30件

(2) 内容

1件の意見に複数の内容が含まれている場合があり、整理・分類後の件数は41件であった。

条例骨子案に関すること	言語としての手話の認知・理解・文化に関すること	情報コミュニケーションに関すること	その他 (個人的感想や語句について等)
23件	8件	6件	4件

(3) 代表的な意見と区の考え方

条例骨子案に関すること

意見	区の考え方
取り組みの中には、手話通訳者の養成や技術、専門性の向上が挙げられている。通訳者は専門技能を持っているにもかかわらず、給与水準も時給も専門職に見合ったものではないと思う。通訳者の待遇が改善されなければ志す人も増えず、手話を必要とする人たちの人権を尊重する環境は整備されていない。ぜひ通訳者の養成、待遇改善に努めてほしい。	手話通訳者の派遣のための人材確保や養成等について条文に盛り込むとともに、手話通訳者の確保に向けていただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。
災害時ではスマホが使えない場合があるので、避難等の情報伝達に限定した手話の会得を目指すことを検討してほしい。	災害時における措置について条文に盛り込むとともに、災害時の情報取得や意思疎通のための具体的施策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。

言語としての手話の認知・理解・文化に関すること

意見	区の考え方
<p>条例の目的として、手話を必要とする方の課題解決に、手話の一つの言語であるという認識の下に行うことに違和感を持つ。「日本語や英語等と同等の言語」ではなく、日本語という言語の伝達手段である音声や文字と同等に手話があると整理したうえで、国語でかなや漢字を習うように手話を習うと考えた方が万人に受け入れ易いと思う。</p>	<p>この度の（仮称）世田谷区手話言語条例では、手話が音声によらない言語であり、日本語や英語のような音声言語と同様に、独自の文法を持つ1つの言語であることを明確にし、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念などを定めていきたいと考えております。</p>

情報コミュニケーションに関すること

意見	区の考え方
<p>AIによる手話通訳システムを開発し、スマホ、タブレット、PCなどから利用できるようにしてはどうか。</p>	<p>AI手話通訳システムについては、民間企業等が開発に取り組んでおり、他自治体において実証実験を行っている事例があることは承知しております。今後、運用の実績や状況などを把握し、活用の可能性を探ってまいります。</p>

5. 条例に基づく重点的な取り組みについて

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び「（仮称）世田谷区手話言語条例」に基づく施策については、次期（仮称）せたがやインクルージョンプランに反映する。また、日常生活や学校、就労、福祉サービス利用等において、ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境の整備に重点的に取り組む。

6. 今後取り組みを検討している主な施策例

- ・ 庁内手話通訳における実施方法の改善
- ・ 手話通訳者の確保に向けた検討
- ・ 区報、区公式YouTube等を活用した普及啓発
- ・ 区立小中学校における手話の普及や理解促進に関する啓発
- ・ 区民向け手話講習会の拡充
- ・ 事業者や区職員、教員向け手話講座の実施

7. 今後のスケジュール (予定)

令和5年	9月	福祉保健常任委員会(条例素案)
		条例素案及びパブリックコメント結果公表
	11月	政策会議(条例案)
		福祉保健常任委員会(条例案)
		第4回定例会(条例案の提案)
令和6年	4月	条例施行